（報告書の提出時期及び手続）

第三条　法第四十二条の三の規定による報告は、認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された国際物流拠点産業集積措置（法第四十二条の二第一項に規定する国際物流拠点産業集積措置をいう。以下この項及び次項において同じ。）の実施期間中の各事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した実施状況報告書を提出して行うものとする。

一　前事業年度の認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された国際物流拠点産業集積措置の実施状況

二　前事業年度の収支決算

三　前事業年度の認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された国際物流拠点産業集積措置の用に供する機械及び装置並びに建物及びその附属設備の取得等に関する実績

2　沖縄県知事は、前項の実施状況報告書に関し、認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された国際物流拠点産業集積措置を適切に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、認定事業者に対して、当該国際物流拠点産業集積措置を適切に実施していると認定したこと及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

3　沖縄県知事は、前項の認定をしないときは、認定事業者に対して、その旨及びその理由を通知するものとする。

（事業認定に係る申請書の記載事項及び添付書類）

第四条　法第四十三条第一項の認定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

［一～四　略］

2　［略］

（倉庫の規模、構造及び設備）

第五条　［略］

2　令第四条の二第七号の主務省令で定める構造は、次の各号に該当するものとする。

［一～四　略］

五　仕分装置、搬送装置、保管装置、密集棚装置、貨物保管場所管理システムその他国際物流拠点（法第三条第十一号に規定する国際物流拠点をいう。第四条の二及び第五条において同じ。）において積込み又は取卸しがされる物資の円滑かつ効率的な取扱いに資する設備の設置に必要な空間を有する構造

3　［略］

（認定事業の開始等の届出）

第六条　［略］

2　［略］

（令第二十一条第二項第二号に規定する主務省令で定める場合及び期間）

第七条　令第二十一条第二項第二号に規定する主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号に規定する主務省令で定める期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

［一・二　略］

［条を加える。］

（事業認定に係る申請書の記載事項及び添付書類）

第一条　沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）第四十三条第一項の認定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

［一～四　同上］

2　［同上］

（倉庫の規模、構造及び設備）

第二条　［同上］

2　令第四条の二第七号の主務省令で定める構造は、次の各号に該当するものとする。

［一～四　同上］

五　仕分装置、搬送装置、保管装置、密集棚装置、貨物保管場所管理システムその他国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の円滑かつ効率的な取扱いに資する設備の設置に必要な空間を有する構造

3　［同上］

（認定事業の開始等の届出）

第三条　［同上］

2　［同上］

（令第二十一条第二項第一号に規定する主務省令で定める場合及び期間）

第四条　令第二十一条第二項第一号に規定する主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号に規定する主務省令で定める期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

［一・二　同上］